

# 新型コロナウイルス感染症対策協力看護師登録制度要綱

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症患者宿泊療養施設において、健康観察業務に従事する看護師を円滑に確保し、施設の安定的な運営に資するため、従事希望看護師の登録制度を創設し、これを運用する。

## 2 登録対象者等

宿泊療養施設業務への従事を希望する看護師

## 3 登録内容

- (1) 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号、mail アドレス）、連絡可能時間帯
- (2) 従事可能な医療圏域 道央、道南、道北、オホーツク、十勝、釧路・根室 ※複数登録可
- (3) 従事可能期間 期間限定、期間の定めなし
- (4) 希望勤務日数 月間、週間の勤務可能日数、勤務可能日
- (5) 勤務従事可能時間帯 2交替（早番、遅番）、3交替（日勤、準夜勤、夜勤）※複数登録可
- (6) その他希望する事項

## 4 登録期間

- (1) 登録の日から令和4年3月31日までとする。
- (2) 登録は、本人からの申し出によりいつでも解除することができる。
- (3) 登録期間内に本人から登録解除の申し出がない場合は、登録を自動的に1年間更新する。

## 5 登録方法

- (1) 別紙「新型コロナウイルス感染症対策協力看護師登録申請書」を郵送又は電子申請にて提出。
- (2) 申請者毎に登録番号を付し、登録情報の管理は北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課療養体制係で行う。
- (3) 登録完了後、申請者あて登録完了通知を発送する。
- (4) 登録情報については、宿泊療養施設の管理運営委託事業者及び所管振興局と共有する。
- (5) 登録完了後、本人から登録内容に変更、又は登録の解除の申し出があった場合には、北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課療養体制係に報告する。なお、保健福祉部感染症対策局感染症対策課療養体制係は登録情報の変更等を行い、宿泊療養施設の管理運営委託事業者及び所管振興局と共有する。

## 6 謝金等

### (1) 謝金

区分	勤務時間	通常時単価	PCR検査業務従事単価
2交代 ※	早番 (8:00~21:00)	24,000円	35,000円
	遅番 (20:00~9:30)	32,000円	32,000円
交代制によらない短時間等の勤務		1時間当たり2,000円	
その他	時間外勤務手当	1時間当たり2,000円	
	危険手当	1日当たり 3,000円 (身体接触の場合 (4,000円))	

※2交代制の勤務時間については、代表的なものを記載していること。施設毎の勤務時間の詳細は、別途確認すること。

- (2) 旅費（自宅から通勤困難な宿泊療養施設の業務に従事する場合支給）
  - ・交通費：実費（鉄道運賃等）、原則、公共交通機関による通勤を基本とする。
  - ・旅行雑費：1日当たり1,100円
  - ・宿泊費：1泊10,900円（宿泊費9,800円+宿泊雑費1,100円）

## 7 登録協力金

本要綱に基づき、登録を行う場合であって、(2)の支給要件等に照らし、適正である場合には、登録対象者に登録協力金を支給する。

### (1) 協力金

50,000円

### (2) 支給要件等

- ア) 次の全ての要件を満たすこと。
  - ・本制度に基づき登録
  - ・協力に当たり、別途定める研修を受講する。ただし、既協力者は、研修を免除可能とする。
  - ・3か月以上継続かつ10回以上勤務する。
- イ) 支給は、上記の要件を満たした後の離職時に行う。ただし、一人につき1回に限り支給する。

## 8 業務従事依頼等

- (1) 業務の従事依頼は、宿泊療養施設の新設や、業務従事者の増員及び欠員が生じた場合に、登録名簿から業務依頼条件の合致する者に対して、登録者が希望する連絡方法により依頼する。
- (2) 登録者は、業務従事依頼を受諾する場合には、道が指定する書類（履歴書、看護師免許写し、通勤届、承諾書、口座振替申出書）を提出する。
- (3) 北海道は、上記書類の提出があった場合には、遅滞なく勤務シフトを作成する。